

研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査

以下の各問い合わせの貴機関における現状について、あてはまる選択肢を1つだけ選び、番号でお答えください。

問1. 貴機関が該当するものを1つ選択してください。

- ① 国公私立大学
- ② 国公私立短期大学
- ③ 大学共同利用機関法人
- ④ 国公私立高等専門学校
- ⑤ 独立行政法人
- ⑥ その他

問2. 貴機関において動物実験等（哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いるもの。以下同じ）を実施していますか。

- ① 昨年度の調査以前から実施している
(一部の学部、学科、研究室等で実施している場合も含む)
- ② 昨年度の調査以降から新たに開始した
(一部の学部、学科、研究室等で実施している場合も含む)
- ③ 実施していない

※ “動物実験等”の定義は、「動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること」です。

※ 心理・行動学等の文科系学部においてもマウス等を用いた実験を行っているところがあるので注意すること。

問2で「3. 実施していない」と回答した機関は、以降に回答する項目はありません。

問3については、問2で動物実験等を「1. 昨年度の調査以前から実施している」と回答した機関のみ、回答をお願いいたします。

問3. 昨年度の調査以降、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号）（以下、「基本指針」という）の対処状況について、昨年度調査票の問4～10（本調査票の問4～10に対応）に回答した内容から変更等はありますか。

- ① 変更等はない
- ② 変更等がある

※ 昨年度の調査で「動物実験等を実施している」と回答した研究機関等においては、同調査の基本指針の対処に関する全ての問（問4～10）について、基本指針に基づき、機関内で適切に管理を実施している旨の選択肢「1」との回答をいただいております。（調査後のフォローアップを受けた機関については、フォローアップ完了後の状況は全て選択肢「1」となっています。）

問4～10については、問2で動物実験を「2. 昨年度の調査以降から新たに開始した」と回答した機関又は問3で「2. 変更等がある」と回答した機関のみ回答してください。

問4. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号）（以下、「基本指針」という）の第2条第2項に基づき、研究機関等の長は、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規定（以下、「機関内規定」という）を策定することとされています。

貴機関においては、機関内規定を策定していますか。

- ① 策定している
- ② 策定を予定している
- ③ 策定の予定はない

問5. 基本指針の第3条に基づき、研究機関等の長は動物実験委員会を設置することとされています。

貴機関においては、動物実験委員会を設置していますか。

- ① 設置している
- 2. 設置を予定している
- 3. 設置の予定はない

問6. 基本指針の第2条第3項に基づき、研究機関等の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下することとされています。

貴機関においては、機関の長による動物実験計画の承認又は却下を実施していますか。

- ① 実施している
- 2. 実施を予定している
- 3. 実施の予定はない

問7. 基本指針の第2条第4項に基づき、研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずることとされています。

貴機関においては、必要な一連の当該措置を実施していますか。

- ① 実施している
- 2. 実施を予定している
- 3. 実施の予定はない

問8. 基本指針の第6条第1項に基づき、研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下、動物実験実施者等）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他の動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置（以下、「教育訓練等」という）を講じることとされています。

貴機関においては、所属する動物実験実施者等に対し、教育訓練等を実施していますか。

- ① 実施している
- 2. 実施を予定している
- 3. 実施の予定はない

問9. 基本指針の第6条第2項に基づき、研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に關し、自ら点検及び評価を実施することとされています。また、第4条第1項においては、動物実験責任者は、3R〔代替法の利用、実験動物の選択、苦痛の軽減〕を踏まえて適正な動物実験等の方法を選択して実施することとされています。

貴機関においては、3Rの視点を含めた自己点検及び評価を実施していますか。

- ① 実施している
- 2. 実施を予定している
- 3. 実施の予定はない

問10. 基本指針の第6条第3項に基づき、研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報を、毎年1回程度、適切な方法により公表することとされています。

貴機関においては、動物実験等に関する情報を適切な方法により公表していますか。

- ① 公表している
- 2. 公表を予定している
- 3. 公表の予定はない

問11、12については、問2で動物実験を「1. 昨年度の調査以前から実施している」又は「2. 昨年度の調査以降から新たに開始した」と回答した機関が回答を御願いします。

問11. 文部科学省の競争的資金等において、関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。本基本指針についても、その対象とされているものがあることをご存知ですか。また、そのことを機関内で周知していますか。

- ① 知っていて周知している
- ② 知っているが周知はしていない
- ③ 知らない

問12. 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「飼養保管基準」という。）においては、国は飼養保管基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこととあります。

貴機関においては、緊急時に対応するための計画を作成していますか。

- 1. 作成している
- ② 作成する予定である
- 3. 作成する予定はない

問13については、自由記載です。

問13. 動物実験等に関して、御意見等ございましたら御記入ください。

貴機関における動物実験等の実施状況、実験の方法等の問題について、調査は以上で終了です。

御回答いただいた調査票について、表紙に記載の送付先まで御郵送ください。
御協力誠にありがとうございました。